

26豊議議第35-2号
平成26年7月17日

豊前市監査委員 矢 鳴 学 様
豊前市監査委員 榎 本 義 憲 様

豊前市議会議長 磯 永 優 二
(議会事務局)

定期監査等の結果について(回答)

平成26年5月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 契約事務について

【指摘の要旨】

平成25年度の議会事務局の委託契約業務は豊前市議会会議録作成業務他3件あるが、一部契約書において契約条項中の書類が編綴もれ、起案文書に於ける決裁が予算議決前があるなど一部不適切なものがあり、契約業務の事務処理にあたっては充分なる注意を払われたい。

また、随意契約理由として施行令167条の2第1項第2号の「契約でその性質又は目的が競争入札に適さないもの」となっているが、競争入札に適さない理由の具体的な記載や予定価格の設定がなく業務内容や対象業者数、その目的からも随意契約に該当するか疑問が生じる。随意契約の主旨や内容等充分なる精査の上、安易に随意契約の締結とならないよう慎重な検討を求める。

【措置内容】

今後の契約事務に関しては、書類の編綴もれや予算議決前決裁などがないよう適正な契約事務の執行に務めます。

また、随意契約理由については、より詳細な内容を記述するよう努めるとともに、随意契約の締結については、安易な随意契約の締結とならないよう慎重に検討を行います。

2. 政務活動費について

【指摘の要旨】

政務活動費は豊前市議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査研究活動の充実強化等のため平成13年度に政務調査費として議員1人あたり300,000円を支給する制度が創設された。

平成25年2月に自治法の改正により「政務調査費」の名称から「政務活動費」の名称に改められ、政務活動費に充てることが出来る経費も「要請・陳情活動費」の枠が設けられ、議会の活性化と議員の政務活動の充実強化が図られ、平成25年度分の政務活動費が交付されている。

平成25年度分の政務活動費の使途にあたっては、政務活動費使途基準実施細目（10項目）に基づいて概ね適正に支出されているが、各支出項目において、その支出内容が使途基準実施細目の使途詳細に基づき、市政との関連性や支出の合理性について具体的な内容説明に不十分な点が見受けられた。

議会は行政運営全般に亘る監視・チェック機能を有する立場であり自らの政務活動費においても市民の理解が得やすいよう政務活動費の透明性を一層高めつつ、有効に活用し市政発展に寄与されることを期待するものであります。

【措置内容】

政務活動費の使途に関しては別に使途基準を定めており、この基準に基づいて調査研究活動に要する経費に充てるため、各議員はこの基準に従い、政務活動費を使用しているところです。

しかし、市政との関連性や支出の合理性について不十分な点が見受けられたとのことで、5月27日と6月11日に議会運営委員会で政務活動費の使途に関して協議を行い、今後については、使途の厳格化及び市民感覚を大きく逸脱した使い方などが無いよう取り決めをし、全議員に周知を行ったところです。

また、政務活動費が市政に関する調査研究活動に資するために公費から交付されているという点を踏まえ、市民から誤解を招くような支出を避け、政務活動費の透明性を一層高めつつ、今後の市政進展に活かせるよう、全議員に徹底していきます。

3. 政務活動費の交付事務について

【指摘の要旨】

政務活動費は、豊前市議会政務活動費の交付に関する条例第3条第2項において「政務活動費は毎年4月30日までに当該年度分を一括交付

する」となっており、平成25年度の政務活動費は資金前渡金として平成25年4月30日に交付され、同日にて個人及び会派に振込み手続きがされている。

振込みにあたって、議員個人に全額振込まれているのは4人で、他は会派（一部個人に分割）に振込まれている。

資金前渡金は資金前渡職員が、その交付を受けた経費・資金を単に保管するだけでなく交付を受けた目的に従って正当権者に対して現金をもって支払をする制度である。会派への振込みは会派への交付金とみなされるおそれがあり、不適切な交付事務で、正当権者に直接振り込むように改められたい。

【措置内容】

政務活動費については、議員の請求に基づき市長が議員個人に交付するものであり、また、資金前渡金の主旨を鑑みても正当権者（議員個人）に対して現金をもって支払をする制度であるため、今後は議員個人へ直接振り込みを行います。

4. 公印使用簿の整理について

【指摘の要旨】

豊前市議会公印規程において公印の種類は、庁印及び職印の2種類で豊前市議会印他8個の公印が規定されている。

公印使用簿は作成され、使用内容が記載されているものの、議長印を必要とする関係課分のみの記載であり、事務局が使用した議長印等の使用記載が一切なく、議長印等の使用経過や内容が不明である。

豊前市議会公印規程第7条第2号において「公印を使用するときは、公印使用簿に所定の事項を記載しなければならない」と規定されている。

公印使用簿は豊前市議会が公式に発送した関係書類の内容と経過を確認、検索する重要な書類であり、条例に基づき厳正な管理と整理をされたい。

【措置内容】

公印使用簿に関して、今後は議長印を必要とする関係課分のみの記載ではなく、事務局が使用した議長印等についても記載し、公印規程に基づき厳正な管理と整理を行います。